

公印省略

2教高第664号
令和2年5月4日

各県立高等学校長
各県立中学校長 殿
輝翔館中等教育学校長

福岡県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業について（通知）

このことについて、福岡県立高等学校学則（昭和32年福岡県教育委員会規則第14号）第5条第1項第8号、福岡県立中学校学則（平成15年福岡県教育委員会規則第7号）第6条第1項第8号及び福岡県立中等教育学校学則（平成15年福岡県教育委員会規則第8号）第5条第1項第8号の規定に基づく教育委員会指定休業日として、令和2年5月9日（土）から5月31日（日）までの間、臨時休業とすることとしたので通知します。

なお、今回の措置に当たり、別紙のとおり臨時休業期間中における留意事項をまとめましたので、これまでお示ししている留意事項と併せて参考にしてください。

本件担当

高校教育課 指導班 中島 敦雄
工藤 宏敏

TEL 092-643-3905

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴う留意事項

高校教育課

1 学習指導について

- (1) 臨時休業期間が長期にわたることを踏まえ、生徒が授業を十分に受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り生徒の学習内容を支援するための必要な措置を講じること。
- (2) 各学校が課す家庭学習については、登校再開後の授業への円滑な接続を見据え、主たる教材である教科書を中心に、教科書と併用できる教材等を適切に組み合わせたものとして課し、学校の指導計画の下で、その学習状況や成果を把握し、指導や学習内容の改善に努めること。
- (3) 指導計画等を踏まえながら計画的に家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができること。
- (4) 学校や生徒の実態に応じ、ICTを活用したオンライン学習等への積極的な取組を行うこと。ICTを活用した家庭学習を課すに当たっては、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止などに十分留意し、保護者にも十分な説明を行い、理解を得ること。

2 教育課程上の取扱いについて

- (1) 臨時休業の長期化に伴い、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないことができること。
なお、この措置において、家庭学習を授業そのものと認めるものではないため、その学習時間を授業時数としてカウントすることはできないこととする。
<要件>
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付けられるものであること。
 - ② 教師が当該家庭学習における生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。
 - ③ 生徒に十分な学習内容の定着がみられること。
- (2) 学習評価を行うに当たっては、臨時休業中の家庭学習の成果を適切に加味することができるものとする。
- (3) 定期考査については、法的な規定がないことを踏まえ、各学校及び生徒の実態に応じて、実施回数及び実施時期を適切に設定すること。
- (4) 各教科・科目の単位の認定においては、臨時休業が長期にわたることにより、授業時数の十分な確保が難しい状況が想定されることから、特に教務内規等で規定されている単位認定、進級及び卒業に関する事項について、各学校の実態に応じて弾力的運用を図り、生徒に不利益が生じないよう配慮すること。
- (5) 令和2年度の「ホームルーム活動」及び「総合的な学習（探究）の時間」については、臨時休業中に実施できなかった時数を教育活動再開後あらためて実施する必要はないこととし、当初計画されていた教育活動再開後の時数で令和2年度教育指導計画に記載されている当該教科・科目の当初の目標が達成されるよう工夫して実施すること。

3 課外授業及び部活動等について

課外授業及び部活動等は行わないこと（真に指導が必要な場合に生徒を登校させたとき以外は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となるので

十分留意すること。)

4 生徒の心のケアについて

臨時休業に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うとともに、相談窓口を周知するなど、生徒の心のケア等に配慮すること。